

HELLO WORK information 10

月刊 ハローワーク日田 日田公共職業安定所広報 2025年10月号

contents

- ① 大分県最低賃金「時間額 1,035 円」で答申 P 1
- ② 「ユースエール認定制度」のご案内 P 2
- ③ リ・スキリング等教育訓練支援融資事業の創設 P 2
- ④ キャリアアップ助成金の拡充 年収(130万円)の壁対策 P 3
- ⑤ セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P 4
- ⑥ 管内労働市場のうごき P 4



九酔溪（九重町）

《事業主・労働者・求職者の皆さまへ》

1 大分県最低賃金「時間額 1,035 円」で答申

9月4日に大分地方最低賃金審議会は、**現行の大分県（地域別）最低賃金「時間額954円」を81円引上げ、「時間額1,035円」に改正**するよう大分労働局長に答申しました。改正された大分県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続き等を経た後、**令和8年1月1日に発効される見込み**です。



最低賃金の適用される労働者の範囲

- 年齢に関係なく、正社員、パートタイマー、派遣労働者、学生アルバイト等を含め大分県内で働くすべての労働者に適用

最低賃金の対象となる(ならない)賃金

- 最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金であり、**次の賃金・手当は算入されません。**
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 時間外・休日・深夜労働割増賃金
 - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

お問い合わせ先・特設サイト

- 大分労働局労働基準部賃金室 097-536-3215
- 管轄の労働基準監督署

最低賃金特設サイト **検索**



業務改善助成金は事前に交付申請等が必要ですが、キャリアアップ助成金は賃金規定等の改定前に計画届の提出が必要で、事前に担当部署へ確認下さい！

賃金引き上げの支援策

業務改善助成金 ■業務改善助成金コールセンター0120-366-440

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) ■助成金センター097-535-2100

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めない。
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/package_00007.html



2

《事業主の皆さまへ》

「ユースエール認定制度」のご案内

若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用労働者数 300 人以下）を厚生労働大臣が認定する制度です。ユースエール認定を取得することで優良企業であることを対外的にアピールできるなどのメリットがあります。人手不足の中、雇用管理や労務管理の改善に積極的に取り組まれている企業におかれましては、ユースエール認定の取得まで目指してみませんか？



【主な認定要件】

- ① 直近 3 事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が 20%以下
- ② 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が 20 時間以下かつ、月平均の法定時間外労働が 60 時間以上の正社員が 1 人もいないこと
- ③ 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均 70%以上 又は年間取得日数が平均 10 日以上
- ④ 直近 3 事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が 1 人以上 又は女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上

全国 1,329 社認定
(2024 年 9 月末現在)

県内 23 社認定

(2025 年 9 月末現在)

業種内訳：建設業 14 社
医療福祉 3 社
その他 6 社



労働時間を適正に把握できているかも重要なポイントです！

認定企業 A (情報通信業)



認定企業 B (建設業)

【取組と認定取得後の状況】

- ◎入社年度別社員研修によるスキルアップ
 - ◎若手社員の活躍ぶりを SNS 発信
 - ◎業務見直しによる残業時間縮減等
- ⇒「ワークライフバランスを整えやすい」などの志望動機による応募が増え、ここ数年毎年 10 人程度の新卒者を確保、今では従業員の約半数が 20 代という若手躍進企業に成長

【取組と取組後の状況】

- ◎システムを導入し正確な労働時間を把握
 - ◎ポケット Wi-Fi 等を活用し現場技術者の業務を効率化
 - ◎男性育休のモデルケースを確立し、以降男性育休取得者が続き取得率は 100%
- ⇒優良な労務管理と業務効率化により社員の待遇を改善し、新卒者の確保も順調に推移

詳細は
労働局
職業安定課
または
管轄のハローワークへ



《労働者・求職者の皆さまへ》

3

「リ・スキリング等教育訓練支援融資事業」が創設されました！

リ・スキリング等教育訓練支援融資は、スキルアップ等を目指す方々を支援する目的で新たに創設された制度です。生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資します。さらに、訓練を修了した方が一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除されます。

■ 融資を利用できる方の主な要件

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと。
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練等の支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- ⑤ 貸付を希望する理由が適当で、貸付金の返済意思があること
- ⑥ 訓練開始時点において過去に 3 年以上就業した経験があること
(この他にも要件があります。詳細は厚生労働省HP等でご確認下さい。)

■ 融資額等

「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費（以下、「生活費」）」に対して融資を行います。

【融資上限額】

以下を対象に最大 2 年間分となります。ただし、年収 200 万円未満の方や離職者に対しては最大 1 年間分となります。

- ・教育訓練費用：年間 120 万円
- ・生活費：年間 120 万円 (10 万円/月 × 12 ヶ月)

【融資額】

- ・生活費：月 10 万円を限度として生活に必要な額として申請された額
- ・教育訓練費用：貸付対象のうち、見積書やパンフレット等によって必要な金額が確認できる額



4

《事業主の皆さまへ》

キャリアアップ助成金の拡充 年収(130万円)の壁対策

『短時間労働者労働時間延長支援コース』を創設しました！(令和7年7月)

労働者一人につき
最大75万円助成！

「キャリアアップ助成金」については、令和5年10月からいわゆる年収(106万円)の壁への対応として、「社会保険適用時処遇改善コース」を創設し、パート労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取り組みを行った事業主に助成しています。

この度、いわゆる年収(130万円)の壁への対応として、当該コースの『労働時間延長メニュー』の要件や助成額を見直した新たなコースとして、『短時間労働者労働時間延長支援コース』を創設しました。

労働者にとっては年収の壁を意識せずに働くことができ、社会保険に加入することで処遇改善につながり、事業主の皆様においては人手不足の解消に役立てていただけると考えられますので、是非とも有効にご活用ください。



◎労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成しま

【社会保険の適用時の取り組み内容と助成額】

※社会保険の適用日の1か月前の日から3か月が経過するまでの間に講じる措置と1回目の助成額

要件(講じる措置)		一人あたり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	5%以上	50万円	40万円	30万円
4時間以上 5時間未満				
3時間以上 4時間未満	10%以上			
2時間以上 3時間未満	15%以上			

※複数年かけて週の所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象です。

※小規模企業とは、常時雇用する労働者が30人以下である事業主を指します。

【2年目の取り組み内容と助成額】

※左記の取り組み後第2期支給対象期の開始日までに講じる措置と2回目の助成額

要件(講じる措置)		一人あたり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	基本給を更に5%以上増額または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用	25万円	20万円	15万円

※社会保険加入時点の取り組み内容(1年目)と2年目の取り組み実施後(2年目)で比較します。

注意点 対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き ・助成金を受けるには、事前(※)に「キャリアアップ計画書」を都道府県労働局へ提出してください。
 ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで(例：令和7年10月1日加入の場合は、同年9月30日まで)
 ・取り組みを6か月継続した後、2か月以内に支給申請してください。

申請手続き

基本的な流れ



複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組む場合の流れ



【申請手続等に関するお問合せ先】 大分労働局助成金センター ☎097-535-2100

※制度の詳細等については厚生労働省のホームページをご覧ください。

キャリアアップ助成金

検索



5 セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

10/21 火

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談(希望者)
会場:ハローワーク日田 大会議室
求職活動の進め方、自己分析、応募書類作成方法、成功する面接法など、専門講師によるセミナー(定員12名)
【申込み】ハローワーク日田総合案内まで

看護職の就職相談会 当日受付

10/7 火

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供
【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

福祉のしごと相談会 当日受付

10/14・28 火

13:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供
【問】日田市福祉人材バンク ☎0973-24-7590

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

10/10・24 金

11:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート(15~49歳対象)【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

ほっとLife 相談会(心の健康相談) 事前予約

10/2・9・16・23 木

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
就職に対する心理的不安に、専門の精神保健福祉士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク日田まで

事業所ミニ説明会(予定) 当日参加

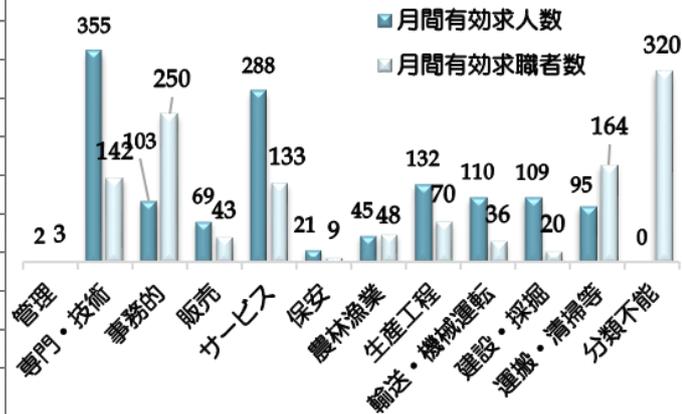
10/1・8・15・22・29 水

9:30~16:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
参加希望の事業所の方は、事前にハローワーク日田求人係へお申し込みください。なお、上記以外の日でも申し込みできる場合がありますので、お問い合わせください。

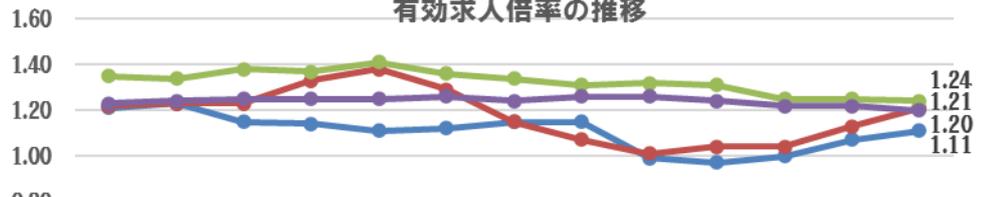
6 管内労働市場のうごき

	令和7年 8月	うち男	うち女	前月	令和6年 8月	前年 増減	
職業紹介関係	新規求職者数	262	107	155	301	245	17
	うち55歳以上	107	56	51	130	88	19
	有効求職者数	1,245	556	689	1,305	1,214	31
	うち55歳以上	525	266	259	550	514	11
	新規求人数	452	*	*	527	494	▲42
	有効求人数	1,387	*	*	1,394	1,474	▲87
	就職件数	96	42	54	152	98	▲2
	うち55歳以上	30	11	19	62	32	▲2
	新規求人倍率	1.73	*	*	1.75	2.02	▲0.29
有効求人倍率	1.11	*	*	1.07	1.21	▲0.10	
雇用保険関係	適用事業所数	1,919	*	*	1,920	1,939	▲20
	被保険者数	21,504	11,231	10,273	21,528	21,656	▲152
	受給資格 決定件数	71	22	49	79	69	2
	受給者実人員	432	192	240	454	409	23

《求人・求職バランスシート》
令和7年8月



有効求人倍率の推移



	令和6年 8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
日田	1.21	1.23	1.15	1.14	1.11	1.12	1.15	1.15	0.99	0.97	1.00	1.07	1.11
日田(前年同月)	1.22	1.23	1.23	1.33	1.38	1.29	1.15	1.07	1.01	1.04	1.04	1.13	1.21
大分県	1.35	1.34	1.38	1.37	1.41	1.36	1.34	1.31	1.32	1.31	1.25	1.25	1.24
全国	1.23	1.24	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22	1.22	1.20